

**令和 8 年度「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」開・閉会式等来場者管理業務委託
企画提案競技実施要領**

1 目的

令和 9 年の「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に向け、事務局は大会役員や一般観覧者等の来場者・スタッフ管理、AD カード発行、当日受付等の業務を効率化し、短期間かつ円滑に遂行するための体制構築を図る。

2 委託の内容

令和 8 年度「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」開・閉会式等来場者管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

28,327,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

なお、令和 9 年度の参考見積書は審査項目の 1 つとして用いるものであり、参考見積額を契約金額とするものではない。

4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

5 参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、単独企業又は本業務委託のために結成された共同企業体であり、それぞれ次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 単独企業

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。
- ③ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- ④ 県税に未納がないこと。
- ⑤ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- ⑥ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ⑦ 物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 2 条に規定する入札参加資格を有する者。

⑧ ⑦のうち、営業種目が「S：広告・宣伝」又は「T：電算業務」である者又はこの委託業務と同種、同規模程度以上の業務の実績を有する者。

⑨ 本事業の実施について、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）からの求めに応じて即時に協議等に対応できる体制を整えること。

(2) 共同企業体

- ① 共同企業体を構成する事業者のすべてが、上記(1)の①から⑦までの要件を満たすこと。
- ② 共同企業体を構成する少なくとも1つの事業者が、上記(1)の⑧の要件を満たすこと。
- ③ 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続きを行うこと。
- ④ 共同企業体を代表する事業者は、上記(1)の⑨の要件を満たすこと。

6 企画提案競技実施の公示方法

「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」専用ウェブサイトにより公示

URL：<https://www.hinata-miyazaki-sports2027.jp/>

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和8年 8月17日（月） |
| (2) 質問等の締切 | 令和8年 8月24日（月）正午まで |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年 9月 7日（月）正午まで |
| (4) 企画提案書等の提出締切 | 令和8年 9月18日（金）正午まで |
| (5) 審査結果の通知 | 令和8年10月 2日（金）まで |

※説明会は実施しない。

8 企画提案競技にかかる質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技に関する質問書（別紙第1号）を提出すること。

(1) 提出先

下記16を参照

(2) 提出期限

令和8年8月24日（月）正午まで

(3) 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(4) 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、令和8年9月1日（月）を目途に、県実行委員会ホームページに回答を掲載する。

9 参加申込書の提出

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙第2号）を提出すること。

- (1) 提出先
下記 16 を参照
- (2) 提出期限
令和 8 年 9 月 7 日（月）正午
- (3) 提出方法
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

10 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

- ① 表紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 1
- ② 企業・団体等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 2
- ③ 委託業務共同企業体協定書（共同企業体の場合）・・・・・・ 様式 3（参考）
- ④ 委任状及び使用印鑑届（共同企業体の場合）・・・・・・ 様式 4
- ⑤ 企業組織の業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 5
- ⑥ 業務実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 6
- ⑦ 配置予定責任者の経歴及び実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 7
- ⑧ 課題に対する提案書（様式任意）

ア 別添 3「企画提案書作成要領」を参照し、本業務の目的を達成するにあたり、最も効率的であると考えた内容とすること。

イ 条件・規模等については、仕様書及び別添 1「令和 9 年度仕様書（案）」、別添 2「開・閉会式等来場者管理業務の概要」を参考とすること。

ウ 企画提案書の枚数は、A4 用紙片面印刷 50 ページ程度に収めること。また、概要版として A4 用紙片面印刷 10 枚以内（表紙を除く。）に集約したものも併せて提出すること。

エ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者にも理解できるよう、分かりやすく表現すること。

(2) 概算見積書 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

- ① 令和 8 年度来場者管理システム開発費・・・・・・・・・・・・ 様式 8－1
- ② 令和 9 年度来場者管理業務運用費（国スポ分）・・・・・・・・・・・・ 様式 8－2
- ③ 令和 9 年度来場者管理業務運用費（障スポ分）・・・・・・・・・・・・ 様式 8－3
- ④ 令和 9 年度来場者管理システム保守費・・・・・・・・・・・・ 様式 8－4
- ⑤ 令和 9 年度デザイン制作・印刷関連費・・・・・・・・・・・・ 様式 8－5
- ⑥ 令和 9 年度コールセンター費・・・・・・・・・・・・ 様式 8－6

・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

・ 宛名は「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会 会長 河野 俊嗣」とすること。

(3) 事業者概要（様式任意） 各 1 部

パンフレット等、事業者の概要が分かるもの。共同企業体による参加の場合は、全ての構成員

について各 1 部を提出すること。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出先

下記 16 を参照

(2) 提出期限

令和 8 年 9 月 18 日（金）正午まで（郵送の場合は必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

(4) 留意事項

- ・ 提案する企画案は 1 社 1 案とする。
- ・ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。
- ・ その他契約上限額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。

12 審査及び契約予定者の決定方法

(1) 審査項目

別紙「審査基準表」のとおり。

(2) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に書面審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。

なお、参加者が 1 者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である 300 点（満点 500 点×6 割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

(3) 審査の通知

令和 8 年 10 月 2 日（金）までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

(4) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(5) (4)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

13 契約の締結

(1) 受託候補者と県実行委員会は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業

務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から再度見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して令和 8 年度実施分について随意契約を行う。

- (2) 令和 8 年度の委託契約時には、令和 8 年度からの継続した業務委託を前提に委託業務内容を決定するが、業務実績に基づき、新たに協議を行った上、契約を締結するものとし、令和 9 年度の契約については、約束されたものではなく、双方の条件が合致しなければ契約に至らない場合もあるので留意すること。
- (3) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

15 その他

- (1) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県又は県実行委員会に帰属するものとする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 別添 2「開・閉会式等来場者管理業務の概要」に示す大会規模等は、企画提案募集のための仮定条件であり、実際に委託する業務の範囲・規模は異なる場合がある。

また、企画提案書に示された業務計画は、あくまでも企業選定の基準とするものであり、実際の業務の進め方については、逐次県実行委員会と協議して決定することとなるので、留意すること。

16 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒 880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
- (2) 担当 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会
(宮崎国スポ・障スポ局総務企画課内) (担当：松尾)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-0019
ファックス番号 0985-24-1723
メールアドレス somu-kikaku@pref.miyazaki.lg.jp